

## 所沢市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針

平成26年 9月 1日 市長決裁

### (目的)

第1 この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、埼玉県が定めた県有施設の木造化・木質化等に関する指針（平成15年11月15日 知事決裁、平成23年2月23日 改正）に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定め、市有施設等における県産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球温暖化の防止、林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2 この方針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「市有施設」とは、市が事業主体となり建築する公共建築物（法第2条に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び工作物のうち、別表に掲げるものをいう。
- (2)「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3)「市施工土木工事」とは、市が事業主体となり施工する道路、公園、河川及び上下水道等に係る土木工事をいう。
- (4)「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を用いることをいう。
- (6)「県産木材」とは、原則として「さいたま県産木材認証制度」に基づき認証された木材をいう。

### (木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項)

第3 市は、法第4条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する市有施設及び市施工土木工事における県産木材の利用に努める。

### (市有施設における木材の利用の目標)

第4 市有施設の建築にあたっては、次に掲げるものを除き、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ面積3,000㎡以下については、原則として木造化する。

- ( 1 ) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設。
  - ( 2 ) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設。
  - ( 3 ) その他、木造化することに困難な理由があるもの。
- 2 市有施設の建築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、別表に掲げる部分について、可能な限り木質化を進める。
  - 3 木造化及び木質化の実施にあたっては、原則として県産木材を使用する。

( 市有施設の備品及び消耗品 )

第 5 市有施設において、机、椅子等の備品及び室名プレート、文具類等の消耗品には、県産木材を用いた製品の積極的な使用に努める。

( 市有施設の暖房器具等 )

第 6 市有施設において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

( 市施工土木工事等の木材利用 )

第 7 市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の県産木材及び県産木材を用いた製品の使用に努める。

( 木材関連業者等への要請 )

第 8 市は、国又は地方公共団体以外の者であって公共建築物を整備する者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者に対して、相互に連携を図りながら、この方針に基づく木材の利用の促進及び木材の適切な供給の確保に努めるよう要請する。

( P R 及び普及 )

第 9 市は、市有施設及び市施工土木工事における木材の利用の促進の意義等について市民に分かりやすく示すよう努める。

- 2 市有施設の管理者等は、多くの市民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、関係する木造施設の P R 及び普及啓発に努める。

(人材育成及び情報提供)

第10 市は、県産木材利用に関する人材育成、研究及び技術の開発・普及並びに県産木材の流通及び製品等に関する情報の収集・分析・提供に努める。

(コスト縮減への留意)

第11 この方針の運用にあたっては、建設コストの縮減に十分留意するとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮し、それらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(適用)

第12 この方針は、平成26年9月1日から適用する。

別表(第2・第4関係)

	用途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
公共建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校</li><li>・福祉施設</li><li>・保健・医療施設</li><li>・スポーツ・文化施設</li><li>・公営住宅</li><li>・庁舎等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・玄関ホール</li><li>・ロビー</li><li>・共用廊下</li><li>・主要な居室</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・軒(庇)、ピロティ等の雨よけがある外壁</li><li>・軒裏及びピロティの天井</li></ul>
工作物	公共建築物に付属する案内板、掲示板、水槽、外柵、デッキ、パーゴラ、遊具等		

「所沢市公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」の運用

平成26年 9月 1日 作成

1 大規模施設の木造化 【方針第4】

高さ13m若しくは軒高9m又は延べ面積3,000㎡を超える大規模な施設等であっても、シンボル性が高いものや多くの市民の利用が見込まれる施設などについては、建築基準法による耐火性能検証法の適用などにより、木造化することを検討する。

2 混構造による木造化 【方針第4】

木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合と比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討する。

3 法令等により木造化が困難な施設 【方針第4(1)】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

ア 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)に基づく規定において耐火建築物とすること又は主要構造部材を耐火構造とすることを求められる場合。

イ その他法令により、木造化ができない場合。

4 その他木造化が困難な施設 【方針第4(3)】

木造化することが困難な理由とは、次の場合等をいう。

ア 施設の構造等により木造化に著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合。

イ 増築及び一部改築において、既存の施設との機能上、景観上の一体性や調和の観点等から、木造化が適当でない場合。

5 特に木質化する施設 【方針第4・2】

次の施設及び施設の部分については、特に木質化を進める。

ア 学校、福祉施設、保健・医療施設など子どもや高齢者が多く使用するもの。

イ 多くの市民の利用が見込まれ、PR効果、展示効果が高いもの。

6 県産木材の使用 【方針第4・3】

使用する木材の規格などにより、「さいたま県産木材認証制度」に基づき認

証された木材の使用が困難な場合にも、県内の森林から産出されたことが確認できる木材を使用する。

#### 7 木材利用の留意点等 【方針第4】

- (1) 木目や色による視覚効果や肌触り、調湿機能などの木材の良さを活かすため、これらに適した塗料を用いるなどの工夫を行う。
- (2) シックハウスを防止するため、法令や関係基準等に適合することはもとより、建材、塗料、接着剤の使用や換気設備などに十分に配慮する。
- (3) 柱や梁などの構造材に太い木材を用いて、建築物の強度を高めるとともに視覚的效果により木材使用の展示効果、PR効果を高める。
- (4) 木材の持つ吸湿性や断熱性を活かすために、床板や壁板に厚みのあるムク板を使用する。
- (5) 木材の再資源化を進めるために、再資源化の妨げとなる塗料や接着剤、防腐剤、防蟻材の使用は控えるとともに、下地材など再資源化資材が使用可能な部位については、積極的に再生木質ボード等の再資源化資材を活用する。

#### 8 市有施設の備品及び消耗品 【方針第5】

備品及び消耗品について、間伐材等（間伐材、小径材など）を用いた木製品の調達が可能なお場合には、その使用に努める。

#### 9 ライフサイクルコストへの留意 【方針第6・第11】

- (1) 木材利用にあたっては、その計画・設計等の段階から、施設の整備費とともに、耐用期間や維持管理費なども含めたライフサイクルコストの妥当性に留意する。
- (2) 木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入にあたっては、当該暖房器具やボイラー（これらに付随する燃料保管施設等を含む。）の導入及び燃料の調達に要するコストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても留意した上で導入の判断を行うものとする。

#### 10 方針の運用

- (1) 方針の運用に必要な調整及び進行管理は、営繕課において行う。
- (2) 経営企画課は、県産木材の利用状況を毎年1回取りまとめるとともに、当該利用状況を公表しPRをするものとする。